

1. 報酬の考え方

当社の取締役の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会の決議により決定しております。監査役の報酬の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役会の協議により決定しております。また、2017年5月19日開催の第2回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下「対象取締役」という。）を対象に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議され、従来の取締役の報酬等とは別枠として、譲渡制限付株式に関する報酬等として対象取締役に支給する金銭報酬債権の報酬額の上限を年額150百万円以内とし、付与を受ける当社株式の総数は、年200,000株以内としております。また、2020年5月20日開催の第5回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度の一部を改訂し、中期経営計画の1年目、2年目、3年目にそれぞれ譲渡制限期間が1年の株式を付与し、前事業年度の業績達成ポイントが100%以上の場合はすべて解除し、100%未満の場合はすべて没収する事前確定届出型へ変更いたしました。ただし、譲渡制限付株式報酬制度に係る金銭報酬債権は、対象取締役に對しては、1年分の職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には年額50百万円以内、かつ66,667株以内と前制度を踏襲しております。

株式報酬型ストックオプションの付与については、対象取締役に對し、オプション評価モデルを用いて合理的に算定される公正価格を払込金額とする新株予約権を割り当てる一方、当該払込金額に相当する金銭報酬を支給することとし、払込みに代えて金銭報酬債権と新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する方法により行います。

2. 報酬制度の概要

	種類	プラン	内容		業績連動の有無	交付物	評価対象期間
			基本報酬	役割報酬			
役員報酬	月額報酬	月例報酬	基本報酬	取締役の役位に応じて設定する固定額を毎月支給する金銭報酬	固定		—
			役割報酬				
	エクイティ報酬	譲渡制限付株式報酬 (RS)	中期経営計画に連動し、対象期間の1年ごとに付与する事前確定届出型の株式報酬		業績連動	株式	中長期
			株式報酬型ストックオプション (SO)	前年度の業績達成率に応じて付与される当社の株式報酬			
		年次業績報酬 (月次反映)	前年度の業績達成率及び取締役個人の評価によって支給額が決定される業績連動金銭報酬			金銭	短期

3. 人事・報酬諮問委員会メンバー

社外取締役（委員長含む）	2名
社外監査役	1名
子会社役員	2名

※事務局3名

4. 報酬決定の手続き

当社は、対象取締役の報酬等の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関として、構成員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬諮問委員会を設置しております。対象取締役の報酬の構成、業績連動型報酬の制度設計の妥当性の評価や目標値の設定、実績評価等については、指名・報酬諮問委員会における審議を経たうえで取締役会に答申され、決定されるというプロセスを経ております。

	会議体	内容
3月	人事・報酬諮問委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度業績結果確認 ・翌年度報酬水準（係数）の修正有無を取締役に答申
4月	取締役会	<ul style="list-style-type: none"> ・翌年度報酬水準（係数）及び業績達成ポイントの決定
		<ul style="list-style-type: none"> ・役位別個人報酬の計算 ・事業会社代表取締役社長による個人報酬の決定 ・譲渡制限付株式の割当個数の計算（新任役員のみ） ・譲渡制限付株式の解除個数の計算（退任役員のみ） ・新株予約権の割当個数の計算（全取締役）
5月	取締役会	<ul style="list-style-type: none"> ・子会社3社との免責的債務引受契約締結 ・譲渡制限付株式、株式報酬債権付与 ・譲渡制限付株式としての自己株式処分 ・譲渡制限付株式の割当個数、解除個数の決定 ・新株予約権の割当個数の決定
6月		<ul style="list-style-type: none"> ・各種契約締結 ・譲渡制限付株式、新株予約権の割当及び解除 ・新年度月例報酬額払込開始

以上